マージン率等に係る情報提供について

松本建設株式会社 許可番号 派16-300212

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(1)派遣労働者の数 … 5 人 (令和5年7月1日現在)

(2) 派遣先の数 … 4 事業所 (令和5年7月1日現在)

(3) マージン率 … 36.5% (令和4年7月1日~令和5年6月30日)

(4) 労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間当たり) … 36,428 円

(5) 派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たり) … 23,146 円

(6) 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

□ 労使協定を締結していない

■ 労使協定を締結している

協定の対象となる派遣労働者の範囲(施工管理業務、測量技術者)協定の有効期間の終期 · ・・・ 令和6年3月31日

(7) キャリアアップに資する教育訓練に関する事項(教育訓練計画)

訓練の内容	対 象 者	方 法	実施主体	実施時間	費用負担	賃 金
測量に関する訓練	1年目の派遣労働者	0FF-JT	弊 社	8 時間	無 償	有 給
施工図作成訓練	2年目の派遣労働者	0FF-JT	弊 社	8 時間	無 償	有 給
積算・施工計画書 作成訓練	3年目の派遣労働者	0FF-JT	弊 社	8 時間	無償	有 給

(8) キャリアコンサルティング相談窓口 相談窓口 管理部 連 絡 先 電話番号 (0763)33-5185

(9) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 弊社マージン部分については、法定福利費、福利厚生費(有給休暇、健康診断等)、 教育研修費、交通費等の雇用経費並びに運営経費を含んだものです。